

【用語】 仲立—仲人、媒酌人 自今—今より後、今後 人別御帳面—宗門人別改帳のこと 沼田領分北原村—群馬郡群馬町、沼田藩土岐家の所領 知行所—旗本の領地 金古宿—群馬郡群馬町

【解説】 一般に人別帳は、領主が領内の戸口や領民の実態などを把握するため、町村単位に行つた戸口調査簿である。宗門改めのほかに、一家内の居住者の性別、年齢、係累、職業、飼牛馬などが記入され、領主にとっては土地を掌握する検地帳と並んで最も基本的な台帳であつた。

この人別引取り状と人別送り状は、沼田藩領の北原村名主と旗本田家の知行所であつた三国街道金古宿の名主との間で取り交わされた証文である。いずれも縁組する女性の戸籍を移すため作成されたもので、引取り状は金古下宿から嫁に来る「しけ」の戸籍を北原村の人別帳に書き加えること、逆に送り状は、出身地の北原村の人別帳からその者を除籍することなどが記されている。このように村民が何らかの理由で居住地を他へ移す際には、出身地の村役人が発行する人別送り証文が必要であつた。一方、転居先の村役人は送り証文を受け取ると、出身地の村役人へ引取り証文（おちつき落着証文ともいう）を出すことになつてゐた。この両村間の手続で、はじめて村民の移動が可能になつたわけであるが、名主はこれを人別帳に記録し、戸口の実態を把握することが大きな役割であつた。